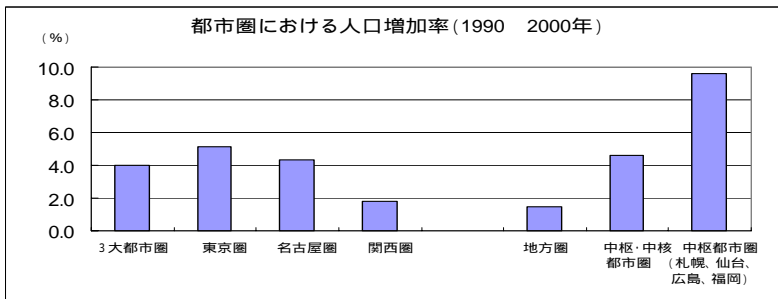


指標：三大都市圏及び地方中枢・中核都市圏の人口増加率

大都市圏においては、東京圏の人口増加率が最も高い一方、地方圏においては、中枢・中核都市圏の人口増加率が高く、人口分布の多極化の傾向がみられる。



| | 人口(2000) (万人) | 1990 2000 (%) |
|----------|------------------|------------------|
| 3大都市圏 | 6,287 | 4.0 |
| 東京圏 | 3,342 | 5.1 |
| 名古屋圏 | 1,101 | 4.3 |
| 関西圏 | 1,844 | 1.8 |
| 地方圏 | 6,406 | 1.4 |
| 中枢・中核都市圏 | 3,081 | 4.6 |
| 中枢都市圏 | 772 | 9.6 |

(出典)「日本の都市圏設定基準(Metropolitan Area Definitions in Japan)」(金本良嗣・徳岡一幸 2001年)をもとに国土交通省国土計画局作成。

(注)

1. 金本・徳岡(2001年)の都市圏設定基準に基づき算出。なお、ここで都市圏とは中心都市のDID人口が5万人以上の市町村とした。都市圏設定基準は以下のとおり。

中心都市の条件

- (1) DID人口が5万人以上の市町村。
- (2) 他市町村の郊外となっている市町村は中心都市から除外する。
- (3) 相互に通勤率が基準値以上となっている双方向通勤の場合には、通勤率が大きい方を小さい方の郊外とし、小さい方を中心都市とする。
- (4) 郊外市町村の中で従業常住人口比が1以上であり、しかも、DID人口が中心市町村の3分の1以上か、あるいは10万以上である市町村をその都市圏の中心都市に組み入れる。
政令指定都市については、自然体では従業常住人口比の基準を満たしてなくても、一つあるいは複数の区が上の条件を満たしていれば(市全体を)中心都市に加える。

郊外市町村の条件

- (1) 中心都市への通勤率が10%以上の市町村をその中心都市の郊外市町村とする。
- (2) 中心都市が複数の市町村から構成される場合には、それらの市町村全体への通勤率を用いる。
- (3) 通勤率が10%を超える中心都市が複数存在する場合には、通勤率が最大の中心都市の郊外とする。
- (4) 中心都市及び他の郊外市町村への通勤率が10%を超える場合には、通勤率がより大きいものの郊外であるとする。

2. 中枢・中核都市・・・「都道府県庁所在地または人口30万人以上」かつ「昼夜間人口比1以上」の都市(三大都市圏を除く)